

辰野町議会

第4号

2002年 2月

発行
辰野町議会
広報委員会

議会だより

高度情報化時代を先行く

地域イントラネット完成

大きく期待される

行政面での活用と
町民による利用



地域イントラネットサーバー室



観光情報センター パルティS内



観光情報センター パルティS

本号の主な内容

12月定例会委員会報告

総務文教常任委員会	p. 2
社会福祉常任委員会	p. 2
経済建設常任委員会	p. 3
議会運営委員会	p. 3

ウォッチ・ザ・議会	p. 4
議会のうごき	p. 4

議会の権能 (その3)	p. 4
-------------	-------	------

総務文教常任委員会

- 議案 11号 辰野町職員の再任用に関する条例について
- 議案 12号 辰野町職員の再任用に係わる関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案 13号 辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例について
- 陳情 7号 「核兵器廃絶の明確な約束実行を核保有国に求める意見書」

当委員会に付託された案件につき総務課長、課長補佐、秘書室長、係長の同席を求め審査を行った。

◎議案11号 辰野町職員の再任用に関する条例の制定について

この条例は人事院勧告に基づき条例改正で、60才定年制度に対して、公的年金の支給が段階的に延伸とされることへの対応として行われる条例の改正である。一

般職員の場合、25年以上勤務して退職した者であり該当退職の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者について再任用できる制度である。

消防職員は延伸措置がなされたため、平成19年4月1日より5年間に亘り段階的に適用される。全会一致「可」とした。なお本条例は本年4月1日から施行される。

◎議案12号 辰野町職員の再任用に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

この条例は前号の条例の該当職員に対する勤務時間、休暇等に関する勤務条件を改正整備するもので、いずれも一般職に準じた条例の整備である。ただし、給料月額については課長相当職で月額319,500円、勤続手当については55/100が30/100に減額されるなど諸手当は減額された内容である。全会一致「可」とした。なお、本年4月1日から施行される。

◎議案13号 辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例について

駅前に完成した標記施設の管理運営に関する条例である。利用時間が午前10時から午後9時になっているが管理体制はどうするか、風俗的な利用など溜まり場とならない管理はどうするかなどの質問に対しては、臨時職員の採用により対応を検討したいとの説明であった。

利用料については、原則無料であるが、研修室は1時間五百円とし、消耗品については原則有料とする。

パソコン指導については、堪能な人材を採用して行きたいとの説明があり全会一致「可」とした。将来的に町内施設利用申し込みはインターネットを採用して欲しいとの要望については検討していくこととした。

◎陳情7号 核兵器廃絶の明確な約束実行を核保有国に求める意見書

委員全員賛成により採択。

12月、第8回定例議会初日に社会福祉常任委員会へ付託された議案第14号「辰野町高齢者能力活用センターの設置及び管理に関する条例の制定」及び陳情第9号「医療・社会保障の拡充を求める陳情書」について、13日午前九時より委員全員出席のもと保健福祉課長及び町開発公社事務局長、パークホテル支配人の出席を求め、慎重に審査いたした。

ました。以下、審査の結果をご報告いたします。

○辰野町高齢者能力活用センターは、旧辰野荘の跡に建設中で、愛称は「パークセンターふれあい」と決まりました。この施設を町民の皆さんが有効に利用されるための条例であります。町の説明では、本条例案は、同「建設委員会」の論議を経て議会にはかられ、今後管理・運営は町開発公社に委ねること。利用者は、「高齢者」に限らず幅広い年代に利用できるようにする。開館時間は、午前8時30分から、午後10時まで、但し「ふれあいホール」は入浴を前提にし午前10時30分から午後3時30分まで(利用料省く)。

委員からは「ふれあいホール」の利用とホテルの入浴時間については、旧辰野荘当時から課題であり、町民の利便向上から延長の方向で検討するべきとの強い意見が出されました。

社会福祉常任委員会

- 議案第14号 「辰野町高齢者能力活用センターの設置及び管理に関する条例の制定」
- 陳情第9号 「医療・社会保障の拡充を求める陳情書」

これに対し町側は、ホテル客との調整・風呂の清掃時間・「ふれあい」の管理体制等の理由から困難であるとの見解でした。当委員会としては、今後開発公社理事事に於いて延長の検討すべく要請いたしました。

本件審査では、住民福祉と観光事業が相乗効果を出すことの困難を痛感いたしました。今後、両施設のコンプトを明確にされ、利用促進のソフト構築と住民福祉への一層の努力を期待して、本議案を委員会として「可」と決しました。

○陳情第9号について。
長野県医療労働組合連合会から、「国に対して医療環境の劣化を止めるよう」陳情の要請であります。

健保・家族入院3割負担、高齢者負担の引上げ、医療事故問題、医療機関の経営困難、競争原理導入の危惧など、要望の陳情事項は理解できるものとして国関係機関への陳情を、当委員会全員の発議にて決しました。

経済建設常任委員会

陳情第10号「狂牛病の万全な対策を求める意見書の提出を求める陳情」

ところが、想像だにしない狂牛病感染牛の発見に、国中に震撼が走りました。そして、農水省や厚生労働省の対策の遅れや不手際によって風評被害を招き、畜産・酪農家、流通・加工業者、飲食店、消費者に、かつてない不安と大損害を与えています。

感染ルートはまだ解明されてはいないものの、感染原因は欧米で使用禁止になっている肉骨粉の輸入と使用を漫然と放置したことにあります。

輸入肉骨粉による狂牛病の発生は、輸入非加熱血液製剤によるエイズウイルス感染者の拡大や輸入ヒト乾燥硬膜によるクロイツフェルト・ヤコブ病感染者の拡大と、全く同じ薬害の様相を呈しています。

国民の生命と財産を守るという最低限の行政責任さえ果たせない政府と、良識を失った官僚組織の体質、大きな憤りを感じます。

また、自ら生産する牛の健康と品質管理に重大な影響を及ぼす飼料に対して、あまりにも無頓着であった生産者と農協の実態にも、落胆いたしました。

この度、農水省は全頭検査前に食肉処理された牛肉一万二千トを約二百億円を国が負担して、焼却処分すると発表しました。

これは、国民が食べてもいない牛肉を、税金という形で買うことです。国の怠慢に対して税金の安易な投入は問題ありとの強い意見もありましたが、事態は一刻の猶予も許されない状況です。

消費者の不安を解消し、購買意欲を回復させ、畜産・酪農家の壊滅を防ぐために、狂牛病の万全の対策を求める意見書の提出を全員一致で可決しました。

議会運営委員会

11月28日13時議運開催。20議案につき審理。そこで出された意見は次の通り。一般・特別会計補正予算は、地方交付税等の確定による調整案件であり即決議案が多いが、継続事業等の場合に、その進捗状況、将来の方向につき、委員会付託すべきもの

もあり全て即決の議案になるかどうか検討を要す。又議案は、議会当日提出されることは理論上正しいが、議事運営がスムーズに行く様数日前に配布され検討、研究の時間が与えられているのが実情。従って、議会最終日に追加議案として2件提出された案件につき、このことが検討、研究の要がある議案であるとすれば審理の慎重を期する上で大切なことであり、今後、時間の余裕を持ち議案提示すべきとの多くの意見が出た。

自立権

自立権とは議会が国や県の機関や町の執行機関からならぬの干渉や関与を受けずに自らを規律する権限です。この自立権には、①規則の制定

議会の権能 (3)

②議会の開閉及び会期の決定 ③規律の維持 ④懲罰 ⑤議員の資格決定等があげられます。

同意権

町長その他の執行機関の執

行行為については一般的に議会の同意を要しませんが、特に重要なものについては執行の前提手続きとして議会に同意という形で関与する権限を与えています。

任命②町長の法定期日前の退職等があります。

承認権

権限を有する執行機関が処理した事項について、事後に承認を

シリーズ ウォッチ・ザ・議会

町長

る権

に専属し、議会には修正権はなく、同意か不同意かの決定しかできません。同意の対象となる事項は①助役、収入役、監査委員、教育委員会委員等の選任又は

限です。具体的には、町長が専決処分した事項について、次の議会に報告し、その承認をもとめることになってるので、これを審議し、承認するかしないかを定める

請願は、憲法に規定された権限として公の機関に要望できる制度であり、陳情は、事実上の行為として議員の紹介なしにできます。

請願・陳情を受理し、処理する権限

市町村の合併議論がにわかに新聞報道の特集などで取り上げられています。

歴史的には、明治の大合併「昭和大合併」につづく「平成の大合併」ともいわれています。

全国町村会は、昨年の七月には、三十七年ぶりに臨時大会を開催して、市町村合併強制に反対する特別決議を採択しています。

地方自治体を構成するものは、住民自治と団体自治であるといわれ、合併論議は住民自治の最たるものです。

住民を代表する唯一の機関である議会が、この問題に関して果たすべき役割は極めて大きなものがあります。

議会のうつき

十一月

2日 国保運営協議会

4日 消防秋季防災訓練

12日 町長就任式

広域連合議会

13日 湖北行政事務組合

十二月

3日 下水道建設委員会

消防委員会

4日 12月定例会開会

11日 一般質問

12日 一般質問

13日 委員会審査

20日 ほたる童謡公園建設委員会

21日 議会全員協議会

24日 辰野町表彰式典

25日 保育所運営委員会

26日 上伊那消防議会

27日 伊北環境行政組合

28日 議事納め

一月

4日 仕事始め

13日 交通安全協会初出式

15日 消防団・奉仕団出初式

地域イントラネットシステム竣工式

29日 図書館協議会

町営バス川島線運営委員会

30日 天竜川改修対策委員会

30日 天竜川改修対策委員会

ご意見・ご感想をお寄せください

ご愛読のみなさんのご意見をいただきて順次内容を改善していく所存です。ご意見・ご感想をお寄せ下さい。あて先は、議会事務局ないしは、正副委員長までお願いします。

編集後記

議会事務局 41-1111
広報委員長 43-1044
副委員長 41-0485